

会員各位

フリーアクセスフロア工業会



法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）の Jafa 作成指針

会員各位には益々ご隆昌の段、大慶に存じ上げます。

さて、当会では国土交通省が進める社会保険(※1)への加入促進ならびに日本建設業連合会からの要請「社会保険の加入促進に関する実施要領」を受け、運営委員会を中心に会員とその協力会社の適正な社会保険加入について、勉強会等・調査検討に取り組んでまいりました。

旧来からの見積りでは各社が自社規定フォームにより取引先と交渉されおり、法定福利費(※2)の内訳を明示した見積書は無く、その実態は適正な法定福利費を頂戴できていない状況でした。

二次以下の協力会社を含む作業員全員の社会保険加入にあたり、適正な法定福利費を見積りに計上することは、国土交通省の指針ならびに「社会保険の加入促進に関する実施要領」に明記されていることから今後、あらゆる工事(官公庁工事・民間工事)に於いて二次以下の協力会社を含む適正な法定福利費を提示・確保し、社会保険未加入企業の排除といった対応に向け、工業会として取り組む必要があるとの結論に達しました。

つきましてはここに、社会保険加入促進ならびに法定福利費の確保の為、適正な法定福利費を内訳明示した標準見積書に関する基準と標準見積り例を下記の通り纏めましたので、会員各位にはご賢察賜り、然るべく指針に沿ったご対応をいただけますようお願い申し上げます。

※1 社会保険とは雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。

※2 法定福利費とは、社会保険料に係る事業主負担分をいう。

1. 法定福利費の基本的な算出方法

法定福利費の算出に当たっては、その基準となる労務費（下請企業が請負う当該工事で必要な労務費の総額）の算出が必要であり、労務費に社会保険料の事業主負担となる法定保険料率を乗じる事が基本である。

<基本的な算出式> 法定福利費＝労務費総額×法定保険料率

法定保険料率

法定保険料率は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の 3 保険の保険料率のうち、事業主負担分の合計であり、参考となる保険料率を以下に示す。

1) 健康保険（健康保険料率＋介護保険料率）

健康保険料率：全国健康保険協会（協会けんぽ）の都道府県毎の料率÷2

介護保険料率：全国健康保険協会（協会けんぽ）÷2 ×介護保険の対象者（40 歳以上 64 歳

以下) の割合

2) 厚生年金保険 (厚生年金保険料率+児童手当拠出金率)

厚生年金保険料率: 厚生年金保険法で定める料率 (一般の被保険者) ÷ 2

児童手当拠出金率: 児童手当法に基づき政令で定める料率 0.15%

3) 雇用保険 (雇用保険料率)

雇用保険料率: 厚生労働省の告示による「建設の事業」の事業主負担の料率 1.05%

【法定保険料率の算出例 (平成 26 年 12 月 東京都の場合)】

① 健康保険料率 9.97% ÷ 2 = 4.985%

② 介護保険料率 1.72% ÷ 2 × 0.5285 = 0.455% (小数点第 3 位未満四捨五入)

③ 厚生年金保険料率 17.474% ÷ 2 = 8.737%

④ 児童手当拠出金率 0.15%

⑤ 雇用保険料率 1.05%

法定福利費合計 4.985% + 0.455% + 8.737% + 0.15% + 1.05% = 15.377% ≒ 15.38%

2. 標準見積り例

項目	数量	単価	金額
OA フロア	〇〇〇m ²	〇〇〇〇円	A 円
オプション材	一式	〇〇〇〇円	B 円
運賃	一式	〇〇〇〇円	C 円
諸経費	一式	〇〇〇〇円	D 円
法定福利費	一式	〇〇〇〇円	E 円
合計		A+B+C+D+E 円	
消費税			F 円
総合計		A+B+C+D+E+F 円	

法定福利費の算出式: 労務費総額 × 法定保険料率 (15.38%) = 法定福利費

- ・ 労務費総額の考え方: OA フロア工事 (材工共) の金額内の工事費の総額とする。
- ・ 工事費は自社の工事経験や実績に基づき適切に歩掛り等を設定し、工賃 (人工) 単価 (公共工事設計労務単価表の都道府県毎の内装工を基準) を考慮し算出する。
- または自社の工事経験や実績及び協力会社との取り決め施工費に基づき適切に算出。
- ・ 諸経費は雑費・設計費・現場管理費等を含むものとする。

(労務費の算出例 1) 工事地域: 東京都の場合

項目	数量	歩掛り	工賃 (人工) 単価	労務費総額
OA フロア	500 m ²	÷ 25 m ² / 人・日 (※1)	× 24,900 円 / 人 (※2)	= 498,000 円

※1 歩掛りは自社の工事経験や実績に基づき算出するものとする。

※2 工賃単価は H27 年 2 月から適用の公共工事設計労務単価の内装工 (東京都) を適用とする。

この場合の法定福利費 (E): 498,000 円 × 15.38% = 76,592 円 となる。

(労務費の算出例 2) 工事地域：東京都の場合

項目	数量	工事費 (㎡単価)	労務費総額
0A フロア	500 ㎡	× 1,000 円/㎡(※3)	= 500,000 円

※3 工事費 (㎡単価) は自社の工事経験や実績及び協力会社との取極め施工費に基づき適切に算出するものとする。

この場合の法定福利費(E) : 500,000 円 × 15.38% = 76,900 円 となる。

以上